

「まん延防止等重点措置」適用等に係る 宮崎県からの要請について

8月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止重点措置」の宮崎県への適用が決定されました。
県からの要請により8月27日から9月30日まで、以下時間で一部施設利用を見合わせる事となりましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■男性大浴場、女性岩盤浴の休憩室利用について
夜20時までのご提供となります。

■男性大浴場でのお酒試飲サービスについて
県からの「酒類提供を終日行わないこと」要請により
適用期間中は提供を行いません。

お客様皆様には感染予防対策の徹底を引き続きお願いするとともに
一日でも早い収束をホテルスタッフ一同心よりお祈りしております。

